

令和5年度盛岡市ヘルステック産業クラスター活動支援業務委託
公募型プロポーザル企画提案審査要領

令和5年6月9日

この企画提案審査要領は、盛岡市（以下「発注者」という。）が実施する令和5年度盛岡市ヘルステック産業クラスター活動支援業務委託（以下「本業務委託」という。）公募型プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）の資格要件の審査及び委託候補者の選考方法について、必要な事項を定めるものである。

1 資格要件の審査

プロポーザル参加者の資格要件の審査は、プロポーザル参加者から提出された書類に基づき、盛岡市商工労働部ものづくり推進課が行う。

2 選考委員会の設置

(1) プロポーザル参加者から提出された提案内容を審査するため、発注者は「令和5年度盛岡市ヘルステック産業クラスター活動支援業務委託企画提案選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(2) 委託候補者の選考は、次に掲げる委員（以下「選考委員」という。）が行う。

ア 商工労働部経済企画課長

イ 商工労働部ものづくり推進課長

ウ 商工労働部ものづくり推進課立地創業支援室長

3 委託候補者の選考方法

(1) 委託候補者の選考は、プロポーザル参加者より提出された企画提案書等の書類に基づき、選考委員の採点により行う。

(2) 選考委員は、下表に定める審査項目、審査観点及び配点に基づき審査を行う。

(3) 選考委員は、個別の審査項目ごとに評価・採点を行う。

(4) 委託候補者の選定にあたっては、選考委員が評価した評価点数を集計し、最上位となったプロポーザル参加者を選定し、委託候補者とする。ただし、当該評価点数の集計結果を評価者数で除した点数が満点の合計数の100分の50に満たない提案については、事業目的の達成が期待できないことから委託候補者とししないものとする。

(5) 集計した評価点数が同点の場合は、選考委員の協議により優先順位を決定する。

(6) その他選考に当たり必要な事項は、選考委員が協議して定める。

4 選考結果の公表

発注者は、委託候補者を決定した後、全てのプロポーザル参加者に文書で通知するとともに、盛岡市公式ホームページにて結果を公表する。